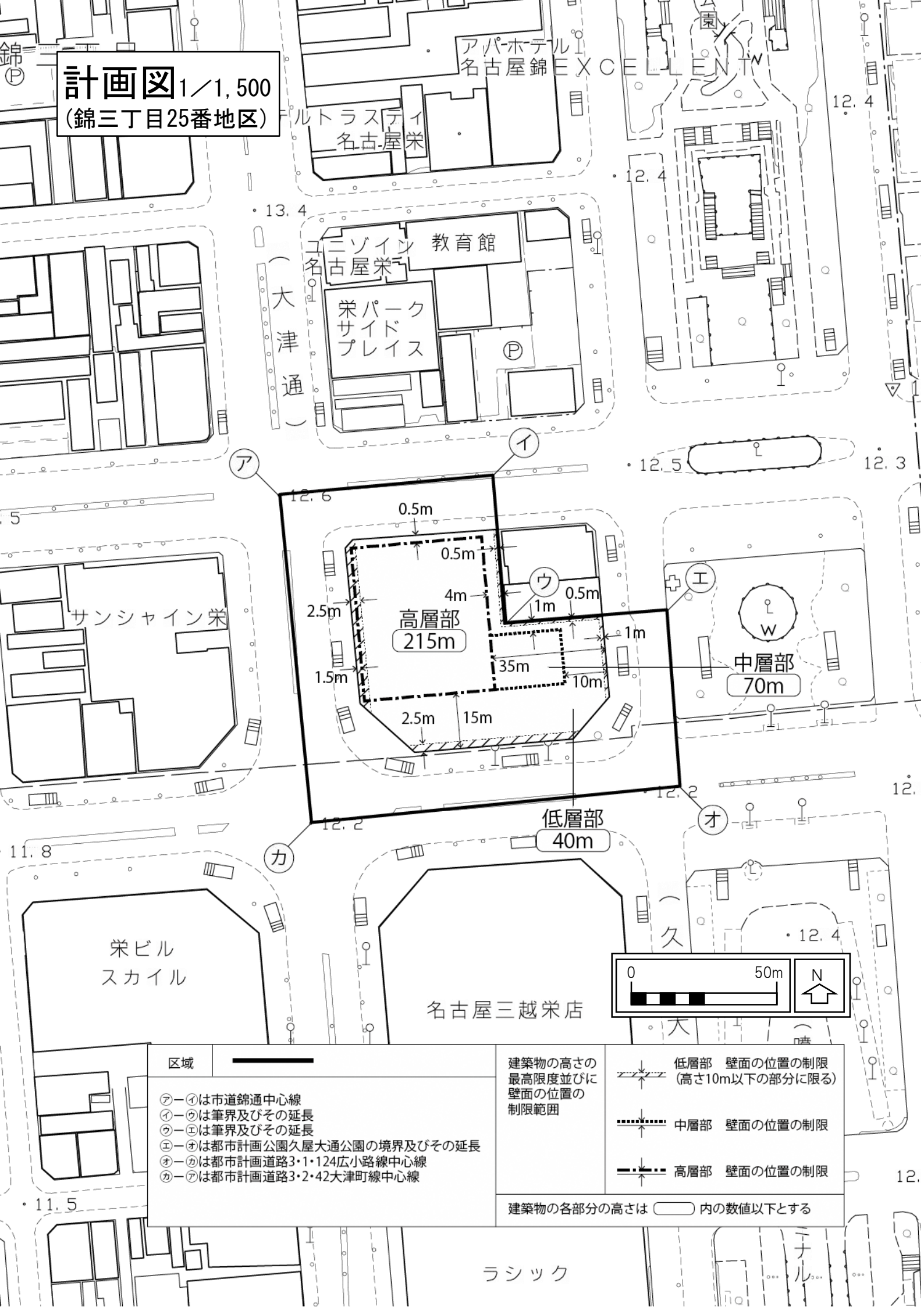


計画図1/1,500 (錦三丁目25番地区)



区域

- ㉖-㉗は市道錦通中心線
- ㉗-㉘は筆界及びその延長
- ㉘-㉙は筆界及びその延長
- ㉙-㉚は都市計画公園久屋大通公園の境界及びその延長
- ㉚-㉛は都市計画道路3・1・124広小路線中心線
- ㉛-㉜は都市計画道路3・2・42大津町線中心線

建築物の高さの
最高限度並びに
壁面の位置の
制限範囲

- 低層部 壁面の位置の制限
(高さ10m以下の部分に限る)
- 中層部 壁面の位置の制限
- 高層部 壁面の位置の制限

建築物の各部分の高さは 内の数値以下とする

ラシック